

家畜共済に係る令和8年4月から共済責任期間が開始する共済掛金率の公告について

事業規程第66条第2項の規定に基づき、令和8年4月から共済責任期間が開始する共済掛金率について、下記のとおり公告する。

高知県農業共済組合
組合長理事 森岡敬雄

1. 共済目的別掛金率

【死亡廃用共済】

共済掛金区分	除外される事故の区分	共済掛金標準率	家畜通常標準被害率	再保険料基礎率	保険料基礎率
		%	%	%	%
搾乳牛	-	6.521	6.748	-	0.001
	1号イ	0.144	0.329	-	0.001
	1号ロ	6.019	6.465	-	0.001
	1号ハ	6.500	6.663	-	0.001
繁殖用雌牛	-	1.548	1.822	-	0.001
	2号イ	0.049	0.174	-	0.001
	2号ロ	1.460	1.648	-	0.001
	2号ハ	1.461	1.651	-	0.001
育成乳牛 (子牛等選択あり)	-	2.118	3.436	-	0.001
	1号イ	0.023	0.087	-	0.001
	1号ロ	2.117	3.435	-	0.001
	1号ハ	2.117	3.435	-	0.001
育成乳牛 (子牛等選択なし)	-	0.466	1.042	-	0.001
	1号イ	0.019	0.087	-	0.001
	1号ロ	0.465	0.937	-	0.001
	1号ハ	0.465	1.015	-	0.001
育成・肥育牛 (子牛等選択あり)	-	1.439	1.661	-	0.001
	2号イ	0.010	0.087	-	0.001
	2号ロ	1.341	1.537	-	0.001
	2号ハ	1.337	1.537	-	0.001
育成・肥育牛 (子牛等選択なし)	-	0.627	1.250	-	0.001
	2号イ	0.010	0.087	-	0.001
	2号ロ	0.524	1.156	-	0.001
	2号ハ	0.520	1.164	-	0.001
乳用種雄牛	-	5.908	9.746	-	0.001
肉用種雄牛	-	5.927	9.912	-	0.001
繁殖用雌馬	-	2.909	3.270	-	0.001
	3号	0.039	0.121	-	0.001
育成・肥育馬	-	1.778	2.485	-	0.001
	3号	0.082	0.087	-	0.001
種雄馬	-	9.971	11.039	-	0.001
種豚	-	4.156	4.588	-	0.001
	4号イ	0.353	1.975	-	0.001
	4号ロ	4.016	4.262	-	0.001
特定肉豚	-	21.221	23.626	-	0.001
	5号	0.424	2.164	-	0.001
群単位肉豚	-	8.780	10.523	-	0.001

【疾病傷害共済】

共済掛金区分	共済掛金標準率		2号 限度率	共済掛金 標準率の 共済金額の	保険関係 区分	家畜通常 標準被害 率	再保険 基礎率	保険料 基礎率	病傷共済金 支払限度率 算定基礎率	病傷共済金 支払限度率 算定基礎率
	1号 (診療技術料等以外)	2号 (診療技術料等)								
乳用牛 (子牛選択あり)	%	%	%	%	イ ロ	%	%	%	%	%
	23.718	35.449	43.251	69.064						
乳用牛 (子牛選択なし)	11.901	19.931	25.219	64.999	イ ロ	42.523 19.181	- -	0.001 0.001	-	-
	肉用牛 (子牛選択あり)	11.102	23.703	26.576	59.687	イ ロ	50.850 18.411	- -	0.001 0.001	4.777
肉用牛 (子牛選択なし)		6.090	9.200	14.208	88.773	イ ロ	38.417 15.436	- -	0.001 0.001	-
	乳用種雄牛	3.386	4.742	4.743	98.247	イ ロ	10.788 7.060	- -	0.001 0.001	11.020
肉用種雄牛		3.384	4.761	4.762	98.237	イ ロ	10.366 4.467	- -	0.001 0.001	10.052
	一般馬	20.358	43.951	45.895	97.247	イ ロ	73.983 25.531	- -	0.001 0.001	4.623
種雄馬		10.215	15.978	15.980	99.416	イ ロ	28.437 11.283	- -	0.001 0.001	6.872
	種豚	6.745	16.399	19.336	48.911	イ ロ	39.187 16.551	- -	0.001 0.001	9.874

2. 共済金額

死亡廃用共済

死亡廃用共済の共済金額は、次の式により算定される金額で、共済掛金期間ごとに、組合員等が申し出た金額とする。

共済金額＝共済価額×付保割合※

※ 付保割合は8割～2割の範囲内とし、家畜共済事務取扱要領第1章第7節第5款の場合を除き、一共済掛金期間中は変更しない。

疾病傷害共済

疾病傷害共済の共済金額は、共済掛金期間ごとに、病傷共済金支払限度額を超えない範囲内において、組合員等が申し出た金額とする。

ア 包括共済関係

病傷共済金支払限度額＝期首の引受価額※×病傷共済金支払限度率×短期係数

※ 期首の引受価額＝期首時点の飼養家畜の合計価額（「50万円×引受頭数（期首時点の飼養頭数）」を上限）

（注1）家畜の価額は品種別、用途別、性別及び月齢別に設定する。また、期首月齢の価額を適用する。

（注2）新規加入時において、加入申込時に申告のあった期首時点の飼養頭数に出荷等により変更が生じ期首時点の飼養頭数が0頭となった場合は、期中に最初に家畜を飼養した日の飼養家畜を期首時点の飼養家畜とみなし、病傷共済金支払限度額を再算定する。この場合において、共済金額は、組合員等の申出によって期首時に決定した共済金額の病傷共済金支払限度額に対する割合を変更しない金額とする。

（注3）継続加入時において、期首時点の飼養頭数が0頭である場合、共済金額は0円となるため期中に最初に家畜を飼養した時に共済金額を増額する。

イ 個別共済関係

病傷共済金支払限度額＝期首時点の当該家畜の価額※×病傷共済金支払限度率×短期係数

※ 50万円を上限とする。

3. 組合員等負担掛金

組合員等負担掛金は、共済掛金から国庫負担額を除いた金額。

組合員等負担掛金＝共済掛金－国庫負担額

国庫負担額＝共済金額（農林水産大臣が定める金額を限度とする。）×共済掛金標準率×国庫負担割合

※国庫負担割合

種類	国庫負担割合
牛・馬	1/2
豚	2/5

4. 危険段階別共済掛金標準率等

共済目的の種類別の危険段階別共済掛金標準率等については、別紙のとおりとする。